

校訂『永代諸事記録帳』

日比野晃

はじめに

『永代諸事記録帳』は、愛知県犬山市の約五十戸からなる魚屋町の、犬山祭執行を中心とする町内運営に関する記録である。これは同町の『永代諸事集金帳』（拙稿「校訂『永代諸事集金帳』」＝中日本自動車短期大学論叢第八号所収）の続編であり、記録されている期間は一九〇八年（明治四二）から一九四八年（昭和二三）にわたり四十年間である。

『永代諸事集金帳』は五十年間の記載（一八五八年～一九〇八年）であるから、本書と合わせると一世紀に近い記録になり、地域社会の歴史の観点のみでなく、社会学的にもこの資料は価値あるものと考えられる。

翻刻にあたり、出来るだけ原形をとどめることに努めたが、読解の便をはかり、次の原則にもとづいて校訂した。

一、段落（改行）は適宜に改変し、句読点・並列点を付した。

一、漢字は新字体を用い、古字・略字などは通行の字体に改めた。

なお、本文の語句の注は、語句の右下に（）をつけて番号を付し、本稿の末尾にまとめて記した。

一、変体仮名は通行の平仮名に改めた。また必要に応じて仮名に濁点を施した。

一、宛字・借字、また誤字と思われるものは原本のままにして、その右横に「」をつけて訂した。

一、明らかな誤字はことわりなく訂した。

一、脱字や送り仮名の不足した個所があるが、特に意味がとれない場合に「」をつけて補った以外は、原本のままとした。

一、解読できない文字は□または相当字数を□で示し、推定できるものについてはその右横に「」をつけて記した。

一、仮名は全体的に片仮名が用いられているが、部分的に平仮名の混同がある。これは原本のままとした。

一、書記した人が年によって代っているので、同音の異字の使用が各所にみられるが、原本のままとした。（小守・小森、治良七・治郎七、広治・広次、孫重・孫十、春期・春季、警固・警護など）

玉田鶴次郎・藤原吉兵衛

明治四十壹年

永代諸事記録帳

〔表紙〕

四月大吉日

明治四拾壹年四月拾參日、総日待之際、役員當選人氏名⁽¹⁾

組長 岡田鍵三郎 副組長 岡田増太郎

会計 森潤藏

衛生係 田中房太郎

評議員 小川半・小守治郎七・小川慎三・天野鬼四郎・若尾銀治郎

松山喜伝次・玉田鶴吉・高木与三次郎・尾関玉蔵

齊藤喜兵衛

右役員之内、組長大島鍵三郎氏不在□の廉にて辞任セラレ候間、後任岡田増太郎君にして、副組長小川慎三君に任セラレ候也。

当番 伊藤岡次郎・林政次郎・青井利八・佐橋利太郎・仙田勝太郎

三品金五郎

右之通りに御座候也。

明治四拾三年四月八日

一、金四円五拾錢 岡本助八殿家、今井鎌太郎殿より水金⁽²⁾

一、金六拾錢 初幹事⁽³⁾ 鈴木幸太郎 御酒弐升

一、金六拾錢 初警固⁽⁴⁾ 三品金五郎 御酒弐升

一、酒二升ヅツ 中本町・余坂へ見舞

幹事 塚原斧造・中島喜代太郎・齊藤喜兵衛・鈴木幸太郎

明治四拾叁年四月拾日、総日待之際、役員改選之結果

組長 岡田増太郎 副組長 松山喜伝次 会計 高木与三郎

衛生 林政次郎

評議員 若尾銀次郎・青井利八・小島捨次郎・小川慎三・玉田鶴吉

小守治郎七・森潤藏・藤原吉兵衛・宮田鎌次郎・梅田忠市

明治四十参年

魚屋町組持地所ノ一部、佐橋利太郎氏へ売渡事項。図書左二

間三 下山延次

間四 佐橋利太郎

間三 下山延次

間四 佐橋利太郎



右之内、三間々口町内持空地二明治四十三年十二月廿五日ヨリ翌

小川慎三

右三月迄二新築成^(後)工ス。

右新築員 小守治郎七・藤原吉兵衛・岡田増太郎

幹事 田中房太郎・尾関孫蔵・佐橋友吉・玉置錠太郎・天野鬼四郎

高木増次郎

以上

明治四十四年四月十日

一、金參円五拾錢 下山富三郎 分一⁽⁵⁾

一、金壹円五拾錢 長谷川利三郎 分一

一、〃五拾錢 岡田銀次郎 嫁取祝

一、〃五拾錢 前田義一 嫁取祝

一、〃八拾錢 尾関孫蔵 初幹事 酒二升料

一、〃八拾錢 佐橋友吉 同

一、〃八拾錢 玉置錠太郎 同

右之通。

幹事 田中房太郎・尾関孫蔵・佐橋友吉・玉置錠太郎・天野鬼四郎

高木増次郎

明治四十四年四月十日、組内總集会ノ際、役員改選ノ結果左二

組長 天野鬼四郎 副組長 小守治郎七 会計 玉田鶴吉

衛生 田中房太郎

評議員 若尾銀治郎・三品金五郎・塙原斧三・藤原吉兵衛

林政次郎・三品定三・青井利八・松山喜伝次・梅田忠一

幹事 大島鍵三郎・小川銀三郎・田中権之助・前田茂三郎

長谷川利三郎・岡田増太郎

同日、石田豊重氏金五円差出シ、当番抜キ出願被致、協議ノ末、右ニ認定セラル。追テ添金ハ協議「ノ」上、日待入費ハ差加ヘニナル。

右、五円、金ハ四十四年四月十日受入渡之上、同日町内總日待入費二使用セリ。

明治四拾五年四月十一日、祭礼之際収入金

一、金壹円 下山延次郎 初警固（酒二升）

一、金壹円 大島光次郎 同上

一、金貳円 ^{〔三升〕}二田村岩吉 壱ヶ年諸役抜ケ

一、金壹円 小川銀次郎 初幹事 酒代

一、金壹円 長谷川利三郎 同上

一、金壹円 石田豊重 同上

一、金貳拾五錢 伊藤芳雄 水金

一、金貳拾五錢 中川錠吉 水金

右之通り受入候也。

右幹事 小川銀次郎・田中権之祐・前田茂三郎・長谷川利三郎

岡田増太郎・大島鍵三郎

明治四拾五年四月拾壹日、町内總日待之際、役員改選之結果左ニ

但、本年ヨリ副組長ヲ廃シ、評議員ヲ八名トス。

組長 大島鍵三郎 会計 岡田増太郎 衛生係 田中房太郎

評議員 林政治郎・玉田鶴吉・天野鬼四郎・宮田鎌次郎

青井利八・三品金五郎・松山喜伝次・藤原吉兵衛

右ハ直ニ就任セリ。

四十五年四月十二日、評議員會議ニ於テ左記ノ規程ヲ協定シ、実施

スル事ト成ル。

但シ十一月之祭札ハ評議員補佐スル事。

大正元年八月、初越酒代之入金、左之如し。
酒式升 近藤源三郎

酒式升 吉田佐次郎

酒式升 石原貞一

酒式升 石田銀次郎
祭礼之廉収入金

一、金壱円 奥村かま 当番抜き

一、金壱円 後藤末次郎 初警固

一、金壱円 石田豊重 同断

一、金壱円 小川銀次郎 同断

一、金壱円 尾関孫造 同断

一、金壱円 高木寿右郎 同断

一、金六円 丹羽鎌次郎 分壱

一、金式円 三田村岩吉 役抜科

四十五年四月九日ヨリ就任セル幹事氏名

小島捨次郎・寺沢馬次郎・若尾銀次郎・中島秋作・三品定藏

後藤末吉

各出金額五円宛ニテ合計拾五円ノ内、五円ハ四月十一日ノ總日待費
用ニ補充シ、残金拾円ハ追而膳椀買入基金ト為ス筈ニ決定ス。

一、秋葉神社ノ事務ハ一切幹事ニテ処弁スル事。

一、毎年四月ノ役員選挙ニハ、幹事六名ハ投票ニ加入セシメザル事。

一、他所ニ住居シテ町内ニ貸家ヲ所有スル人ハ組費ノ代納人ヲ町内

ニ設クル事。

一、幹事抜ケ料⁽⁶⁾ハ、初メテ勤ムル人ハ金六円宛。二度目ノ人ハ金五
円宛ヲ徵集スル事。

一、後家モ四十六年度ヨリハ幹事ヲ勤メシムル事。

但、幹事抜ケ料ハ普通後家金式円五拾錢宛、出来後家金壱円宛
ノ出金ニテ勘弁スル事。

一、山車組・崩乃幹事等ニ際シ、婦人ヨリ無キ家ハ男子ヲ雇入出頭
セシムル事。

但、山組・崩之出不足ハ半額ニテ勘弁スル事。

右之通り受入候也。

大正式年四月十日、惣日待之際役員當選氏名	大正參年四月八日、祭礼
組長 小守治郎七 会計 林政次郎 衛生 松山喜伝次	一、酒二升 本町水引新調見舞
評議員 小川慎三・若尾銀次郎・小島捨次郎・岡田増次郎	一、同 技町中幕新調見舞
幹事 天野鬼四郎・田中房次郎・玉田雀次郎・大島鍵次郎 ^鶴	大正參年三月之日 ^{五カ} 、總集会之際決議セシ改正條項
幹事 大島光三郎・三品金五郎・丹羽鎌太郎・梅田修勝・伊藤良雄	一、祭札下山年令規定
宮田鎌次郎	七歳ヨリ廿五歳迄トシ、十四歳ヲ役替トシ壱人前ノ負担トス。
大正式年、初越之酒代	二、町内ニ在住スル右年令内 ^{マニ} 中之人ハ必ズ下山ヘ上ル事。
一、酒式升 河村寛市	但、赤貧ナルカ又ハ事情已ムヲ得ズシテ下山ヘ上ル事能ハザル者ハ、評議員会へ欠勤ノ請願ヲ成シ、同会ノ免許ヲ得タル者ハ此限ニ非ズ。但、費用ハ免レザル事。
一、同 広瀬棟一	三、前項ノ年令者、壱戸ニ弐名以上有ル家ハ年長ヲ上ル事トス。
一、同 石田金六	四、上山役 ¹³ ノ年令ヲ六拾歳迄トス。
一、同 丹葉銀行	五、法人ノ役抜料ハ壱ヶ年分、金五円トス。
一、同 佐藤八重一	但、当番及「ビ」消防其他一切ノ役ヲ抜ク者トス。
一、五十錢 宮島兼一	六、壱家ヨリ弐名又は弐名以上下山ヘ上リシ場合ハ、年少者ノ負担ヲ半額ノ割合トス。
一、五十錢 田中権之助	
初当番	
一、壱円 酒代 丹羽鎌太郎	
一、壱円 同 伊藤良雄	
役抜	
一、五円 丹葉銀行	
大正二年度	
大正二年四月十一日、役員改選之結果、左ノ如シ。	
組長 大島鍵三郎 会計 森潤造 衛生 天野鬼次郎	
評議員 田中房太郎・小川慎三・岡田増太郎・三品金五郎	
中島秋作・玉田鶴吉・林政次郎・尾閑孫藏	

幹事	小守治良七・松山喜伝次・石原貞一・広瀬桔平・大沢八太郎	一、三十銭	横井友次郎
林政次郎	但シ、子息不幸ニ付 山組當時ヨリ出務遠慮	一、三十銭	中島理作
大正三年、初越ノ酒代		一、三十銭	前田兼次郎
一、金壺円	酒代 江口徳次郎	一、三十銭	松浦さん
一、金壺円	嫁入水金	一、三十銭	加藤清次郎
一、金壺円	吉田辰	同断	(但シ出入口ノ都合ニ依リ半額)
一、金五十銭	宮嶋兼一	一、十五銭	
初当番		同断	
一、金壺円	石原貞市	一、三十銭	
一、金壺円	大池八太郎	一、三十銭	
役抜ヶ		一、三十銭	
一、金六円	丹葉銀行	一、三十銭	
当番抜ヶ		一、三十銭	
一、金五円	佐橋利太郎	一、三十銭	
一、壺円	尾関きく	一、三十銭	
初警固		一、三十銭	
一、壺円	長谷川利三郎	一、三十銭	
裏家役抜		一、三十銭	
一、三十銭	星月清七	一、三十銭	
一、三十銭	中島順平	一、三十銭	
一、三十銭	高木よき	一、三十銭	
一、三十銭	吉野庄七	一、三十銭	
惣日待決議事項			
一、丹葉銀行代理店役抜料ハ、年中諸役及ビ諸出金ハ毎年金六円宛 徵收スルノ外一切関係ナキコト。			
但シ臨時出来事タリトモ同断。			
大正四年四月十二日、日待			
組長 林政次郎	会計 三品金五郎	衛生 天野鬼四郎	
評議員 小守治郎七・小川慎三・岡田増太郎	田中房太郎		
小嶋捨次郎・若尾銀次郎・大嶋鍵次郎	森潤蔵		
幹事 下山延次郎・塚原斧造・中嶋喜代太郎	鈴木幸太郎		
玉田鶴次郎・藤原吉兵衛			
大正四年四月十二日、日待、初越分			
一、金壺円也	浅野兼五郎	春日待仕用	
一、金壺円也	谷口のふ	春日待仕用	
〔この二人は縦線で抹消されている〕			

日比野 晃：校訂「永代諸事記録帳」

七月廿八日 <small>六月十七日之分</small>	一、金壺円也	田中光治	秋葉神社夏祭仕用
十一月	一、金壺円也	真野小太良	秋日待仕用
"	一、金壺円也	小嶋幸太郎	秋日待仕用
"	一、金壺円也	田中鈴太郎	梅月□□秋日待仕用
"	一、金三拾錢	古川いと	近江利平裏秋日待仕用
十二月廿一日	一、金壺円也	長谷川勘治	秋日待仕用
	一、金壺円也	下山延次郎	嫁入水金
	一、金壺円五十銭	林政次郎・辰雄	天野鬼四郎
	一、金五拾錢	浅野兼五郎	近江志ま
	一、金壺円五十銭	中嶋鉄次郎	初当番
	一、金壺円也	高木増太郎	大正五年三月十日、總集会之際決議セル町内規約、左ノ如シ。
	一、三拾錢	星月清七	一、當番免除ヲ希望セシハ金壺円ヲ當番抜料トシテ出金スル事。
	一、三拾錢	中嶋順平	一、當番免除ヲ希望セシハ金壺円ヲ當番抜料トシテ出金スル事。
	一、三拾錢	若山一成	前記ノ内、當番抜キ及免除ノ項ハ大正五年四月十一日廢止トナル。
	一、三拾錢	吉野庄七	但シ此分は、當時ニ会計三品金五郎殿え預ケ
	一、三拾錢	横井左次郎	
	一、三拾錢	中嶋利作	
	一、三拾錢	吉川總三郎	
	一、三拾錢	前田兼次郎	
	一、拾五錢	加藤清次郎	
	一、御酒貳升	寺内町見舞	
	一、金六円也	丹葉銀行	
	一、金五円也	役抜分	
	一、金壺円也	大嶋健次郎	

一、金壱円也

本納又次郎

初越シ

但シ此金は、新当番え相渡候事。

一、金壱円也

木納又次郎

初警固

但シ此金は、當時会計三品金五郎殿え預ケ

一、金壱円也

前川音吉

同上

一、金壱円也

佐橋安太郎

右ハ立太子式費及秋葉神社二使用。

一、金壱円也

伊藤清吉

初越

大正五年四月拾壹日、總集会ニ於ケル決議事項、左ノ如シ。

一、大正五年三月十日及同年四月二日ノ議定セシ事項中、六十五歳

ノ役抜ハ大正六年度ヨリ全廃スル事。

一、後家ノ当番抜ハ出来後家式円、引越後家ハ参円ノ勘弁料ト改正
ノ事。

大正五年四月拾貳日、總日侍之際役員改選之結果

組長 松山喜伝次 会計 岡田増太郎 衛生 玉田鶴次郎

評議員 小守治郎七、三品定三・若尾銀次郎・小川慎三

三品金五郎・森潤藏・大島鍵三郎・小島捨次郎

幹事 田中房次郎・長谷川酒店・長谷川勘次・小川銀三郎

石田豊重・田中権之祐・前川音吉

大正五年四月拾貳日、日待、初越分

一、金壱円

長束 豊

春日待使用

同上
一、金壱円

加藤重助

春日待使用

同年同月同日相続被露
一、金壱円

伊藤せつ

春日待使用

初越分、旧当番ヨリ受取
一、金壱円也

木野又次郎

春日待使用

役抜

一、金壱円也

丹葉銀行

一、金六四也

中島鉄次郎

此内三円ハ会計岡田増太郎殿ニ渡ス。

裏家役抜

一、金三拾錢

高木增次郎

一、金三拾錢

天野じょう

一、金三拾錢

吉川徳次郎

一、金三拾錢

中島順平

一、金三拾錢

若山一成

一、金三拾錢

吉野庄吉

一、金三拾錢

中島利作

一、金三拾錢	前田兼次郎
一、金拾五錢	加藤清次郎
一、金拾五錢	加藤清次郎
一、金三拾錢	加藤清右衛門
一、金三拾錢	後藤ざん
一、金三拾錢	古川いと
一、金三拾錢	横井友次郎
右、前川音吉ヨリ是迄ノ分ハ祭札費二仕用候事。 〔支〕	
一、御酒貳升	新町へ御祝儀
一、御酒貳升	鍛治屋町へ御祝儀
当番役抜	
一、貳円五拾錢	田中せい
此分ハ祭札費用ニ使用候事。 〔但シ大正五年度分〕	

大正六年四月十日、評議之会にて決定事項

例年四月八日夜、当番引渡之際シ、左記之事情アル人、引受人ノ

内ニ有之トキハ一ヶ年間延引シテ次ヘ送ル事。

一、戸主重病ニテ家族ニ満貳拾歳ニ達セシ人無キトキ。
一、忌中ノ家。

大正六年四月十一日、総日待之際、役員選挙ノ結果左ノ如シ。

組長 大島健三郎	副組長兼衛生係 松山喜伝次
会計 小守治郎七	

評議員 林政次郎・玉田鶴吉・三品定蔵・三品金五郎

下山延次郎・森潤藏・小川慎三・天野鬼四郎

幹事 岡田増太郎・小島捨次郎・寺沢馬次郎・田中光治

佐橋鍋次郎・玉田鶴次郎

大正七年三月十日、決議事項

一、六十五歳以上ノ戸主ハ祭札ヲ役抜トシ、後番トナス事。

一、倉橋重助経営之燃糸工場、壹ヶ年間諸役抜、入金參円五拾錢宛

トシ、毎年徵集スル事。但、当番抜ケヲモ含ム事。

但シ日待及組内ノ諸入費ハ一切負担スル事。

一、警固投酒ハ均一出金ヲ寄附金制度ニ変更之事。

大正七年四月

一、參円五拾錢	倉橋重助	当番及ビ諸役抜料
一、壹円貳拾錢	倉橋重助	初越料、酒貳升
一、五拾錢	吉野光次	嫁入水金
一、五拾錢	長谷川勘次	初警固、酒貳升
一、壹円貳拾錢	伊藤清吉	初警固、酒貳升
一、壹円貳拾錢	鵜飼千代次郎	初越料、酒貳升
一、拾円	玉田鶴次郎	分一

大正七年四月十二日、総集会決議事項

組長 小守治郎七	副組長 兼衛生係 玉田鶴次郎	評議員 小島捨次郎・松山喜伝次・林政次郎・尾関孫藏	評議員 石田豊重・松山喜伝次・小島捨次郎・若尾銀治郎
会計 玉田增太郎	大島鍵三郎・下山延次郎・三品定造・梅田修勝	長谷川利三郎・岡田増太郎・高木与三郎・小守治郎七	長谷川利三郎・岡田増太郎・高木与三郎・小守治郎七
評議員 小島捨次郎・松山喜伝次・林政次郎・尾関孫藏	大島鍵三郎・下山延次郎・三品定造・梅田修勝	前川音吉	前川音吉
大正八年四月、役員改選ス。	大正八年四月当番ヨリ町内一周スル迄、当番役抜金拾円ト定ム。	決議事項	決議事項
組長 小川慎三	副組長 大島鍵三郎	会計 森潤藏	但シ祭礼ノ諸役ハ全部勤メルコト。 但シ後家ノ役抜、半額ノコト。
大正八年四月	大正八年四月	大正八年四月	大正九年三月十日、役割当日、決議事項
金壱円五拾錢 長谷川喜三郎	金壱円五拾錢 天野鶴三郎	金壱円五拾錢 天野鶴三郎	諸物価騰貴ニ付、先年決議改正ス。
一、金「空白」 鵜飼千代次郎	一、金參円五拾錢 倉橋重助	一、金參円五拾錢 前川音吉	当番役抜ケ、金拾円ト定ム。
一、金壱円五拾錢 佐藤金一	初警固	初警固	但シ後家「ノ」役抜ケハ金五円ト定ム。
大正八年四月	大正九年四月	大正九年四月	年内諸役抜ケ、金五円ト定ム。
金壱円五拾錢 天野鶴三郎	金壱円也 田中金七	金壱円也 長束 豊	初警固 酒代
一、金壱円 水金	一、金壱円也 初當番	一、金壱円也 初當番	初警固 酒代
一、金壱円五拾錢 佐藤金一	初當番	加藤重助	酒代
大正八年四月、役員改選ス。	當番乃役抜料	當番乃役抜料	

一、金參円也	長谷敏雄	役抜ノ水金	長束豊
一、金拾円也	塚原斧藏ノ家ノ分一、吉田藤光ヨリ受取り会計 相渡シ	拾等 金拾錢	松山喜伝次・長谷川利三郎・藤原吉兵衛
一、金式円也	田中兼次郎	水金 酒代	長谷川勘治・小島捨次郎
			三品金五郎・中島喜代太郎・前川音吉
			長谷敏雄・倉橋重助・天野鶴次郎・若尾銀次郎
			尾閑きく
大正九年四月、左ノ通り役員改選ス。			
組長 岡田増太郎	副組長 大嶋鍵二郎	会計 林政治郎	拾二等 金七錢
評議員 下山延次郎・玉田雀吉 ^鶴	三品定蔵・三品金五郎・前川音吉		丹羽鑑次郎・田中吉重・鶴飼千代次郎
	若尾銀次郎・小島捨次郎・石田豊十		鈴木幸太郎・吉野光次郎・佐藤八重・後藤末吉
幹事 小守治良七・田中吉重・松山喜伝次・高木与三郎・石原貞市			佐橋理造
大沢八太郎			
大正九年四月拾參日、魚屋町組等級改選ス。			
一等 金八拾錢	林政次郎	拾四等 金五錢	石原貞市・大沢八太郎・小川専市・田中兼次郎
二等 金六拾四錢	佐橋利太郎・梅田修勝	拾五等 金四錢	戸高岩吉・加藤重助・丹羽金五郎・伊藤せつ
三等 金五拾錢		川合銀右衛門・石田鉄次郎・伊藤工ツ	
四等 金四拾錢		高木与三郎控家	
五等 金參式錢		小守治郎七控家	
六等 金式拾六錢	小川慎三・高木与三郎・岡田増太郎	一回集通計	金六円七拾九錢也
七等 金式拾錢	森潤藏・玉田鶴次郎		
八等 金拾六錢	寺沢馬太郎・尾関孫造・大島鍵三郎		
	下山延次郎		
九等 金拾參錢	三品定造・小守治郎七・田中金七・石田豊重		
大正拾年三月十一日、役割当日、決議事項、前年通り。			
新ニ左記事項ヲ決議ス。			
下山若連ノ内ニテ事実奏樂員タラザル者ハ会習場料トシテ左記ノ料			
金ヲ出金スル事。			
警國資格ヲ有スル子弟ハ金壹円、有セザル内ノ子弟ハ金五十錢。			
但、会習ヲ努ムル者、出金ノ必要ナシ。			

從來、下山ノ奏樂員ハ十三才ニテ役替リヲ致シ、夫レ迄ハ小太鼓ニ
テ務ムル事。□兄ノ替リニ弟ヲ出ス事ヲ得ズ。

但、一家ニテ何名上ル共差間ナン。

奏樂員ノ年令ハ呼リ七歳ヨリ式拾七歳迄ノ決議ス。

評議 松山喜伝次・岡田増太郎・玉田鶴吉・梅田修勝・三品金五郎

三品定造・前川音吉・石田豊重

幹事 河田兼助・林政次郎・小川仙市・佐橋利太郎・下山延次郎

長谷川利三郎

大正十年四月

金武円 田中吉重 初当番 酒料

金武円 中島万太郎 養子水金

金武円 伊藤鉢寿 養子水金

金五円 倉橋重助 役抜ヶ料

金五円 尾関きく 当番役抜料

金五円 一本

金武円 中島万太郎 初警固 酒料

傘ボコ¹⁹ 一本

右、大破損致シ居リ、使用ニ堪ヘザリシニヨリ祭礼ニ際シ新調。
四月十一日

一、金武円也 藤原浩一 嫁入水金 春日待使用

大正拾年四月十二日、総日待之節、決定録

一、下山若連ヲ相勤メザル養子ガ初警護トナリシトキハ、酒式升ヲ

納入スル事。

一、組所有ノ膳椀ハ裏屋住民ニテ必要ノ場合ハ貸与スル事。

一、役員選挙ノ結果、左ノ如シ。

組長 大島鍵三郎 副組長兼衛生 小守治郎七

会計 小島捨次郎

大正拾年四月廿二日、魚屋町組等級改選ス。

特等 金壱円

壹等 金八拾錢 林政次郎

貳等 金六拾四錢 佐橋利太郎・梅田修勝

参等 金五拾錢

四等 金四拾錢

五等 金參拾貳錢 小川慎三

六等 金五拾六錢 高木与三郎・岡田増太郎・森潤造

七等 金武拾錢 玉田鶴次郎・下山延次郎

八等 金拾六錢 寺沢馬太郎・尾関孫造・大島鍵三郎

九等 金拾參錢 三品定造・小守治良七・石田豊重・長谷川勘次

拾等 金拾錢 松山喜伝次・長谷川利三郎・藤原浩市

小島捨次郎・天野鶴次郎・中島万太郎

拾等 金八錢 前川音吉・倉橋重助・若尾銀次郎・尾関きく

田中吉重・鵜飼千代次郎・鈴木幸太郎

川田兼助・佐橋鍋太郎・長谷川喜三郎

拾貳等 金七錢 中島秋作・丹羽鎌次郎・三品金五郎・今井幸次郎

拾參等 金六錢	吉野光次郎・佐藤八重一・佐藤末吉・佐橋理造	一、金式円也	河田兼助	初當番	酒料
田中兼次郎・大沢八太郎		二、金式円也	小川仙市	初當番	酒料
拾四等 金五錢	石原貞市・小川專市・戸高岩吉・加藤重助	一、金式円也	鶴飼千代次郎	初警固	酒料
伊藤鋒寿・伊藤せつ		一、金式円也	田中吉重	初警固	酒料
拾五等 金四錢	川合銀右衛門・石田鉄次郎・高木与三郎控家	一、金式円也	田中吉重	初警固	酒料
丹羽小ぎん		一、金式円也	鈴木幸太郎	初警固	酒料
等外 金式錢	小守治良七控家	一、金式円也	佐橋利太郎	寅雄嫁入水金	
壹回分集金 計七円參拾九錢		一、金參円也	山車ノ心棒「 <u>乙</u> 」笠置及ビ金巻ヲ施ス。		
大正拾壹年三月十日、役割当日、決議事項、前年通りト決議ス。		一、熊野町へ、人形衣裳新調ノ為ニ見舞酒ヲ出ス。			
本日決議事項、左二		一、鍛冶屋町へ、中幕新調ノ為ニ見舞酒ヲ出ス。			
下山奏樂員ニシテ、事実奏樂員タラザル者ノ出不足トシテ、投票惣 数三十七名投票ノ結果、左記等級分ニシテ決議ス。		各町、各々式升。			
壹等ヨリ八等迄ヲ壹級トナシ					
若者壹人分、金九円。子供は半額ノ事。					
九等ヨリ拾壹等迄ヲ式級トナシ					
若者壹人分、金六円。子供ハ半額ノ事。					
拾貳等ヨリ十五等迄參級トナシ					
若者壹人分、金四円五拾錢。小供ハ半額ノ事。					
大正拾壹年四月					
一、金五円也	栗木孫重	大正拾壹年四月十六日、等級改選ノ結果、左二	組長 森潤藏	副組長 松山喜伝次	会計 下山延太郎
同人	分一金		評議員 三品金五郎	岡田増太郎	小川慎三・小嶋捨次郎
	引越水金		石田豊重	三品定蔵・若尾銀次郎	玉田鶴次郎
			幹事 中嶋万太郎	前川音吉	今井幸太郎・吉野光治・藤原浩市
			田中兼次郎		
特等 金壹円					
壹等 金八拾錢	林政次郎				
貳等 金六拾四錢	佐橋利太郎				
武等 金六拾四錢	梅田修勝				

大正拾弐年壹月貳日、秋葉日待當日、決議事項

一、円通寺秋葉神社代拝ハ幹事六名中壱名代参スルコト。

代参詣者二八組ヨリ実費トシテ金壱円五拾銭支出スルコト

一、武門也 紀藤芳松

丹羽幸之丞
義四也

大正拾弐年參月拾日、役割當

壱等ヨリ七等迄
金九円也

八等ヨリ十等迄 金六円也

十一等ヨリ十三等迄
金四円五十銭

但シ全部小供ハ半額ノコト。

大正合戦年四月

一、金拾円也 尾関孫藏 分一金

一、金拾円也

一、金武円也

一、金武円也

一、金武田也

金言

一、金式円也	若尾銀次郎	嫁入水金	七等 金式拾錢	田中金七
一、金式円也	今井啓二	嫁入水金	八等 金拾六錢	下山延次郎・森潤造・尾関孫造
一、金參円也	梅田修勝	養子水金	九等 金拾參錢	寺沢馬次郎
			拾等 金拾錢	玉田鶴次郎・大島鍵三郎・三品定造
大正拾弐年四月十一日、総日待之節、決定事項ノ如シ。				小守治郎七・石田豊重・長谷川勘次
一、六拾五歳以上ノ戸主ニシテ、十五歳以上ノ男子無キトキハ当番				前川音吉・中島万太郎
役ヲ本人ノ希望ニヨリ免除スル事。				藤原浩市・小島捨次郎・天野鶴三郎・河田兼助
一、金拾五円	天野鶴三郎	当番抜料		栗木孫十
右八、五円ヲ總日待ニ消費シ、残額拾円ハ組内積立金トナス事。			拾壹等 金八錢	
役員改選ノ結果、左二			拾貳等 金七錢	若尾銀次郎・尾関きく・田中吉重
組長 岡田増太郎	副組長兼衛生係 梅田修勝	会計 佐橋利太郎	拾參等 金六錢	鶴飼千代次郎・鈴木幸太郎・長谷川利三郎
評議員 玉田鶴次郎・石田豊重・三品定造・三品金五郎			拾肆等 金五錢	松山喜伝次・長谷川喜三郎・田中兼次郎
小守治良七・田中吉重・若尾銀次郎・鶴飼千代次郎			拾伍等 金四錢	大沢八大郎・佐橋鍋太郎
大正拾弐年四月十七日、等級改選ノ結果、左二			拾六等 金參錢	伊藤鉢寿・沢田栄吉・中島金次郎・丹羽鎌次郎
特等 金壹円			拾七等 金三錢	三品金五郎・今井幸次郎・吉野才次
壹等 金八拾錢	林政次郎		拾八等 金二錢	佐藤八重一・佐藤末吉・伊藤セツ
弐等 金六拾四錢	佐橋利太郎・梅田修勝		拾九等 金一錢	佐橋理造・石原貞市・小川専市・戸高岩吉
參等 金五拾錢			二十等 金五錢	丹羽幸之丞
四等 金四拾錢			廿一等 金四錢	加藤重助・石田鉄次郎・丹羽こぎん
五等 金參拾弐錢	高木与三郎		廿二等 金三錢	高木与三郎控家
六等 金式拾六錢	小川慎三・岡田増太郎		廿三等 金二錢	等外 金式錢
			廿四等 金一錢	壹回分集金六四四拾九錢

町内貸家ヲ現在壱ヶ月金四円ノ処、大正拾弐年五月ヨリ金四円五拾銭
錢宛ニ値上決定セリ。

右家貸ハ五月分ヨリ銀行預金トシテ、会計手許ニテ貯金ヲナス事。

町會議員選挙ニ付テ、町内無有権者ニ対シ選挙権ヲ貸ス為、或一部
ノ地所ヲ買入、分割シテ無有権者ニ其権利ヲ貸ス事。

但シ地所買入金額ハ金五拾円未満ニテ買入ル事。

会習料、左ノ通り定ム。

一、弐円五拾銭 当番会習料
一、弐円五拾銭 下山稽古料

大正拾参年三月二十日、評議員会ニテ左記ノ件ヲ決定ス。

一、重要ナラザル寄附金之件

凡テ他ヨリ当組内へ募集ニ來ル重要ナラザル寄附金ノ儀ハ、組長
ニ於テ見計ライ、金參拾銭以上金壱円迄ノ間ニ於テ推定シ、組費
ヨリ支出シ、各戸廻リヲ為サシメザル事。

大正拾参年三月一日、評議員会ニテ左記之件決定ス。

一、氏神御祭礼ノ七日試樂ニ行フ御旅場所ヲ、余坂ト魚屋町トノ境
界地ト変更シ、本年ヨリ実行スル事。

大正拾三年四月

一、大正拾四年度ヨリ、役割總会ヲ廢シ、組長及役員・當番・下山 三名ト協議ノ上、決議決定スルコト。	一、金弐円 佐橋鍋太郎 初警護
	一、金弐円 長谷川喜三郎 初警護
	一、金弐円 佐橋理藏 初當番
	一、金弐円 沢田栄吉 初當番
下山出不足料ヲ左ノ通り定ム。	一、金弐円 玉田保 嫁入水金

壱等ヨリ拾等迄 金七円五拾銭

拾壹等ヨリ拾参等迄 金四円五拾銭
但シ小供ハ全部半額トス。

大正拾弐年五月廿七日、役員会決議事項、左ニ
町内秋葉神社境内ヲ毎月一日・十五日ノ二回ニ、當番持チニテ掃除
ヲナス事。
廻り灯ノ來ル時ハ必ズ神社前ニ灯火スル事。

余坂組内天神社ノ幟リヲ壱本寄附スル事。此代金〔空白〕

大正拾參年三月拾日、役割總会決議事項

一、警固、六錢棚迄切下ゲルコト。
一、堤灯方、出不足金壱円也ヅ、
新樂新樂本樂ト責任ヲ半分ヅツ、分担スルコト。
一、車附ヲ廢止。

一、金貳円

尾関斧一 養子水金

上山花造料、左之通り改

大正拾参年四月、役員改選ノ結果左二

組長 小川慎三 副組長・衛生係 梅田修勝 会計 森 潤藏

評議員 小島捨次郎・三品金五郎・下山延次郎・若尾銀次郎

前川音吉・田中吉重・三品定蔵・小守治郎七

幹事 佐橋鍋太郎・石田豊重・伊藤保康・玉田鶴次郎・岡田増太郎

木野又八

一、金參拾錢

上山支度料改正

一、金參円也

当番役抜ヶ

一、金拾五円也

後家役抜ヶ

一、金五円也

年内諸役抜ヶ

一、金五円也

大正拾四年参月九日、役割役員会決議事項

一、警固、六錢棚迄

一、提灯方、出不足、金貳円也ツ、

〔試〕新樂、本樂ト責任ヲ半分ヅ、二分担スルコト。

但シ出不足ハ町内ヘ納ム。

下山出不足ヲ左之通り定ム。

壱等ヨリ拾等迄 拾錢棚迄 金七円五拾錢

拾壱等ヨリ拾参等迄 金四円五拾錢

但シ小供ハ半額トス。

会習料、左ノ通り。

一、金貳円五拾錢 当番会習料

一、金貳円五拾錢 上山稽古料

大正拾四年四月十一日、祭礼日待ス。

試樂三行フ御旅場所ヲ余坂ト魚屋町トノ境界地ト変更シ、行フコト。

大正拾四年四月

一、金貳円也 栗木孫重 初警固

一、金貳円也 沢田栄吉 初警固

一、金貳円也 木野又八 初當番

一、金貳円也 伊藤保康 初當番

一、金參円也 高木与三郎 憧嫁入水金

協議事項

一、三光「寺稻荷」神社祭礼ハ、次回ヨリハ当番ヲ別ニシ、抽籤ニヨリ、鈴木孝太郎殿ヨリ東廻リ十人宛ノコト。

一、金式円也 梅村 初越

一、金式円也 佐橋広治 初越
秋日待ニ使用。

大正十五年三月十日、役割役員会ヲ開ク。

決議事項

一、前集貳拾錢ノ金ヲ、金參拾錢トス。

一、裏家役抜料三拾錢ノヲ、金五拾錢トス。

一、岡田増太郎ハ盲目トナラレシ故、後家並トスルコト。

大正拾五年四月

一、金式円 伊藤保康 初警固

一、金式円 佐藤広次 初當番

一、金式円 小守栄太郎 水金

一、金式円 小川 鉢 水金

一、金拾五円 佐藤広治 歩一金

大正拾四年四月拾壹日²³、役員改選ノ結果左ニ

組長 梅田修勝 副組長 小守治郎七 会計 高木与三郎

評議員 石田豊重・三品定蔵・下山延次郎・三品金五郎・林政次郎
玉田鶴次郎・田中吉重・大嶋鍵三郎
大正拾五年一月貳拾三日、犬山市場コトニ付、總集会

組費ノ内ヨリ一ヶ月五円ヅツ消防ノ借入金ヲ出スコト。
(但シ新町ハ三円ヅツトノコト。)

幹事 小島捨次郎・森潤藏・鵜飼千代次郎・佐藤八重市・小川慎三
佐藤広治

大正拾五年五月六日、役員会決議事項

大正拾四年五月六日、役員会決議事項

一、町並家屋ニテモ、純然タル物入ハ町費用ヲ取ラヌコト。

一、金式円也 梅村 初越

一、金式円也 佐橋広治 初越

大正十四年八月三日、役員会ヲ開ク。
決議事項(但シ三光「寺稻荷」神社祭礼)
一、金習料、一夜一円ノコト。
一、祭祀当夜ハ若連^{〔殿カ〕}当番ニ願フコト。
一、山組・山崩ノ御神酒二升ヅツノコト。(本直シ)
一、山組・山崩ノ出不足、五十錢ヅツノコト。
一、若連当番ノ当夜ノ費用、三十円トス。

別ニ消防ノコトニ付、左ノ通り決議ス。

組費ノ内ヨリ一ヶ月五円ヅツ消防ノ借入金ヲ出スコト。

(但シ新町ハ三円ヅツトノコト。)

大正拾五年春期日待集会、新規約之件

四月十二日

一、手子負傷見舞金ハ新役員ニ一任スルコト。

一、從來之提灯番ヲ廃シ、全部ヲ警固トスルコト。

一、初警固²⁴升之酒料ヲ老升トスルコト。

一、警固ハ全員ヲ半分シ、^試新樂、本樂二分ケルコト。

一、上山八人トシ、^試新樂ト本樂ノ四人宛トスルコト。

但シ特ニ注意シ、出テ戴ク人ヲ選ぶコト。

組長 小川慎三 副 石田豊重 会計 林政次郎

評議員 梅田修勝・田中吉重・小守治良七・田中金七・下山延二郎

玉田鶴次郎・小島捨次郎・前川音吉

大正十五年四月十四日、役員会ヲ開ク。

一、内田手子足立喜市氏見舞金、五十円贈ルコトニ決ス。

(但シ町積金ヨリ出金ノコト。)

一、町持貸家賃ヲ、四円五十銭ノ处、五月ヨリ六円トスルコト。

一、本年ニ限り家賃ヲ町費ニ使用スルコト。

(費用多大ニテ困リシ故、右ノ通り決定ス。)

幹事 中島金次郎・戸高岩吉・三品定蔵・佐藤末吉・武馬兼松

若尾銀次郎

初越

一、金式円也 坂津鍬次郎
一、金式円也 大藪勝哉

初警固

一、金壺円也 大藪勝哉

一、今井敬二

一、吉野才二

一、佐藤広次

一、丹羽鎌次郎

一、鈴鹿棄次

初當番

一、金式円也 武馬兼松

一、式升 名栗町ヘ御見舞

昭和式年四月十一日、春期總会

一、役員選挙ヲ行フ。

組長 小川慎三 副組長 尾関孫藏 会計 佐橋利太郎

評議員 長谷川勘治・石田豊重・前川音吉・小島捨次郎

若尾銀次郎・三品定蔵・石原貞市・川田兼助

初越

金式円 鈴鹿棄治

此金、日待費用ニ使用セリ。

幹事 小守治郎七・田中吉重・長谷川喜二郎・栗木孫十

丹羽謙太郎・梅田修勝

一、裏家 金五拾銭

一、初警固 金壱円

一、初當番 金式円
右ノ通り確守スル事。

金五円 祝除隊 塚原市太郎

金參円 水金 岡田 周

金式円 初越 奥村 勉

金式円 吉田錠之助

右、昭和二年拾一月十六日(旧)、秋葉神社火祭費・日待費ニ使フ。

昭和三年二月五日

一、金四円五拾銭也 歩一代人大藪勝弥ヨリ受取ル。

昭和参年三月五日、梅田氏方ニ於テ役員・幹事集会ノ上、左ノ通り
決議ス。

一、山組出不足 金五拾銭
一、山崩出不足 金四拾銭
一、場ならしり 金四拾銭
一、^{〔新樂警〕}固出不足

一、本樂 ノ 金壱円
一、手子給料 金參拾円
一、投酒、壺人前 金六拾銭
但、裏家除ノコト。

一、前集 金參拾銭

一、金拾円五拾銭

木野又八 丹羽小ぎん

一、金五円

佐藤八重一

一、金壱円也

栗木孫重

一、金式円

栗木孫重

一、金式円

栗木孫重

一、金式円

栗木孫重

一、金式円

栗木孫重

一、金式円

栗木孫重 尾関斧市

昭和参年四月十一日、春期總会

木野又八 丹羽小ぎん

步一 会計渡

丹羽小ぎん 役抜

佐藤八重一 会計渡

吉田錠之助 初警固

栗木孫重 初警固

尾関斧市 会計渡

奥村 勉 会計渡

吉田錠之助 初警固

栗木孫重 初警固

一、役員選挙ヲ行フ。

組長 小川慎三	副組長 梅田修勝	会計 佐橋利太郎
評議員 小守治郎七・石田豊重・小島捨次郎・三品定蔵・森潤藏		
栗木孫重・玉田鶴次郎・下山延次郎		
幹事 松山喜伝治・尾関斧一・木野又八・板津鋤次郎・林政一		
奥村勉		

一、金壱円也 リ

彦坂重太郎
初当番 奥村 勉

一、金武円也	リ
水金	河田鉄吉

一、金武円也	リ
長谷川勝一	岩井政雄

一、金武円也	リ
初越	河田兼助殿

一、金武円也	リ
分一	小鳴捨郎殿

一、金拾五円也 河田兼助 当番拔代

一、金拾五円也 高木与三郎 当番拔代

右之内、金拾五円也は会計渡し、金拾五円也は春期日待費二使ウ。

一、金七拾五錢 祭礼ローソク残、競売ス。

右、春期日待ニ使フ。

春期日待集会規約之件

一、三年祭之 参考カ及投餅ハ新役員ニ一任スルコト。

一、日待及其他集会ノ場合ハ正時刻ニ必ズ出頭スルコト。

昭和四年四月十一日、春季總会

役員選挙ヲ行フ。

組長 石田豊十	副組長 梅田修勝	会計 尾関孫藏
評議員 三品定三・小守治郎七・小島捨次郎・小川慎三・栗木孫十		
林政一・森潤藏・玉田鶴次郎		

幹事 岩井正雄・佐橋利太郎・下山延次郎・長谷川利三郎	
中島万太郎・大藪勝弥	
一、金武円也 祝賜天盃	(佐橋しよう・下山てつ・大沢しよう)
一、金拾円也	田中せい

右ハ昭和參年旧十一月十六日、秋葉神社火祭日待費ニ使用セリ。

初越金武円也ハ、(但、岩井正雄氏) 昭和四年春季日待ニ使用ス。
金五拾錢也 祭礼残リローソク、競売壳上

一、金壱円也 初警固 市橋賢一

右、春季日待費ニ使用ス。

一、町内葬儀ニテ茶振舞ノ儀ヲ廃止スル事。

昭和四年四月拾式日、役員寅屋ニ於テ決議事項

町内外灯六個、本年七月迄半額三八会負担。八月ヨリ翌年四月迄ハ全額町内負担ノコト。

女学校新築餅投ハ參斗トス。

昭和五年四月拾日

一、金式円也 初当番 大藪勝弥
一、金式円也 リ 岩井正雄

昭和五年四月十二日、總会ニテ左之事項ヲ決議ス。

一、金拾五円 当番抜 沢田栄吉
一、金拾五円 リ 藤原浩一

右ハ、シート買入財源ニ積金ス。

一、町内ニ於テ不動産ヲ買入ノ分一ハ、前例ヲ廃シ、其都度申受クル事。

昭和四年六月式拾日、寅屋宅ニ於テ役員会ヲ開催シ、左記事項ヲ決議ス。

町内外灯六個ヲ、四月拾式日ノ決議ヲ取消シ改メ、本年九月迄点灯シ以后ハ廃止スルコト。

同日出席役員

石田豊重・尾関孫藏・玉田鶴次郎・小島捨次郎
森潤蔵・小川慎三・三品定蔵・林政一・梅田修勝

小守治郎七

昭和四年十二月十六日

一、金式円也 嫁入水金 大沢八太郎

此分ハ同日秋葉様日待ニ使用。

一、金拾五円也 分一坂下、金森敏雄殿
一、金拾五円也 分一外町、田和多兼丸殿

右ハ会計二渡ス。

昭和四年十二月式拾六日、寅屋宅ニテ役員会開催シ、左ノ決議ヲナス。

組長 梅田修勝 副組長 石田豊重 会計 林 政一
評議員 小守治郎七・栗木孫重・小川慎三・佐橋利三郎

昭和六年三月十日
一、下山若連、廿八才迄延長ノコト。

役員選挙行フ。

幹事	石原貞次・吉野才二・田中龜松・尾関孫藏・大沢八太郎	下山延次郎・小島捨次郎・玉田鶴吉・長谷川勘次
吉田錠之助		
一、金式円	水金 岩井政蔵	組長 梅田修勝 副組長 小川慎三 会計 林富三郎
一、金四円	分一 板津良二郎	評議員 小守治良七・小島捨次郎・栗木孫十・尾関孫造
一、金拾五円	分一 大沢八太郎	佐藤八重市・中島万太郎・下山延太郎・石原貞一 次点、同点（森潤三・玉田鶴次郎・若尾銀次郎
一、金式円	初越 中島要造	大沢八太郎・鈴鹿棄次・佐橋理三・佐橋鍋太郎・石田豊重
一、金式円	板津良二郎	田中金七
一、金式円	金森善次	
一、金式円	彦坂四郎	
一、金式円	長谷川利	
一、金式円	吉田錠之助	
一、金式円	中島要造	
一、金式円	林政市	
一、金拾五円也	當番抜 天野鶴三郎	
一、金式円	若衆手当金	
旧十一月十六日		
一、金拾五円也	分一 伊藤保康	昭和六年八月五日、三光「寺稻荷」神社川祭
一、金式円也	十七日 佐泊直市	当番 鈴鹿捨次・長谷川勘次・天野鶴次郎・吉田□之助
一、金式円也	初越	大沢八太郎・沢田栄吉・尾関孫藏・田中兼松・藤原浩一
一、金式円也	日比野秀雄	吉野才二
一、金式円也	小川鎧二郎	
昭和六年四月十一日、町内總集会ス。		
決議事項		
一、山組・山崩ハ、北側、南側ト二組トシ、山組セシ側ハ山崩セズ、 山崩シセシ側ハ来年山組スルコト。		
一、後家モ当日（山組・崩）出ルコト。		
山崩シセシ側ハ来年山組スルコト。		
昭和七年参月拾日、役割「会」ヲ開ク。		
ス。		
一、本年山組ハ南側トシ、山崩シハ北側トシテ、来年度ヨリ交互ト		

一、上山ハ山組・山崩シニ出席スルコト。

昭和七年参月三十一日、役員会ノ結果、左ノ通り決ス。

一、金八円也 分一 沢田 繁
 会計へ渡ス。
 金八円也 初越 勝野久夫
 秋日待ノ費用二当ツ

一、本年山組ハ小川仙市氏息不幸ナリシ為、二日ニ延期シ、山組モ

本年ニ限り両側ニテ願フコト。山崩シ同ジ。

昭和七年四月九日

一、金式円也 初当番 鈴鹿棄次
祭礼費用二使用ス。

一、金壱円也 初警固 板津良次郎

会計二渡

一、金壱円也 リ 佐伯直市

会計二渡

一、金壱円也 リ 日比野秀雄

会計二渡

一、金壱円也 リ 金森善次

会計二渡

一、金拾五円也 当番板 森 潤藏

会計二渡

一、金壱円也 リ

会計二渡

昭和八年四月廿日、町内總集会ス。

役員選挙之結果

組長 梅田修勝 副組長 石田豊重 評議員・会計 林富三郎

評議員 栗木孫重・小守治郎七・長谷川勘次・田中金七

小島捨二郎・森潤藏・下山延太郎・佐藤広治

次点、佐橋利三郎

幹事 吉田栄・佐藤八重一・小川慎三・若尾銀次郎・戸高岩吉

三品俊一

昭和八年四月廿日

金式円也 初越 佐守一郎

春日待費用二使フ。

金式円也 リ 大沢義光

春日待費用二使フ。

金拾五円也 日比野秀夫

半額春日待費用二当テ、半額ヲ積金トシ会計二渡ス。

四月廿八日、等級役員会ヲ開ク。

当日決定事項

一、貸家ノ空家ハ間口一間ニ付、二錢ヅツ家主ヨリ戴ク事。

(半間以上ハ一間トス。)

昭和九年三月十二日、役割会ヲ開ク。

一、下山出不足、改メ、左ノ通りトス。
一等ヨリ十等迄

七四五十錢

十一等ヨリ十三等迄

四円五十錢

十四等ヨリ終リ迄

二円五十錢

但シ小人半額トス。

昭和九年四月九日

一、金式円 初越

中村正詮

一、金式円 春日待(会計へ預ケル) 水金

下山延次郎

一、金式円 春日待(会計預ル)

初当番 吉田 栄

一、金式円 祭礼費用

初警固 沢田 繁

一、金式円 祭礼費用

同 佐守一郎

一、金式円 祭礼費用

大沢 義光

一、金式円 祭礼費用

同 岩井 政雄

一、金式円 昭和八年度分二付、別二昭和九年四月口へ入金。全計へ渡ス。

昭和九年四月十三日晚

組会計及当番祭礼費用支出ニ対ス会計検査会ヲ開キ、検査ヲ了ス。

会計検査員、石田豊重・下山延一郎・梅田修克

金式円也 初越 柴田綱太郎
金式円也 会計へ預ケル(秋日待子ニ費消ス) 初越 米倉順三

昭和九年七月廿八日

一、会計及納税組合長ハ 再選スル事ヲ得ズ。

昭和九年四月十九日晚

昭和九年四月拾四日、春季總会
役員改選

組長 石田豊重 副 小川慎三 会計 林富三郎

評議員 長谷川利三郎・佐藤八重市・小島捨次郎・森潤二

長谷川勘二・田中金七・岡田周・下山延二郎

次点、小川仙市・佐藤広治

納税組合長 小川慎三

金式拾九円九拾式錢 一人四十五錢、酒八升
内、四円分、水金・初越金
□式拾五円九拾式錢

右金ヲ納税組合獎勵金ヲ似テ支払ス。(会計ヨリ受入、支払ス)

但シ中村正詮ハ初越ニ付、五十錢徵収シ会計へ渡ス。

昭和九年四月十七日、等級役員会ヲ開ク。

当日決定事項

昭和九年十二月廿二日

金拾三円也 (納税奨励費、会計ヨリ戴キ、秋日待ニ使フ)。

下山ノ出不足金ハ尋常小学生ハ從前通、高等小学及中学ヘ自宅ヨリ
通学スル者ハ半額ヲ徵収スルコト。

昭和十日、祭礼役割「会」ヲ開ク。

当日決定事項

一、年令七拾才以上ヲ役抜ケトス。

一、提灯番ハ出不足ナシ。代人ノ場合ハ十八才以上ノ男子ヲ出スコ
ト。

一、提灯ツケニハ全員必ズ出ルコト。

昭和十年四月四日

金式円 初越 服部洋服店

四月九日

一、金式円也 初当番 金森善次

一、金式円也 // 日比野秀雄

一、金式円也 初警固 紫田綱次郎

一、金式円也 // 服部義雄

一、金式円也 // 小川鎧次郎

一、金式円也 // 勝野久夫

一、金式円也 水金 丹羽次郎

一、金式円也 // 森 三藏

昭和拾年四月拾五日、春季總会

役員改選

組長 梅修克 副組長 石田豊重 会計 佐橋利太郎

評議員 小島捨一郎・栗木孫重・小川慎三・岡田周・小守治郎七

佐藤八重一・天野鶴二郎・森潤藏

次点、下山延太郎・長谷川利三郎

納稅組合長 森潤藏

決議事項

一、昭和拾年度ヨリ当番手当金五円ヲ出金ノコト。

日待費用 「空白」

一、金 「空白」

昭和拾年四月廿五日、役員会開会

一、納稅組合長森氏、家事都合上辞職ニ付、事後役員会ニテ認メ、
役員会ニテ選挙ス。結果、納稅組合長小守治郎七氏当選ス。

一、貸家ノ空キ居ル家ハ町内費ヲ免除ス。

一、町内費ヲ一戸五錢ヅツ定メ、一度ニ二回分、即チ金拾錢ヅツ

十二ヶ月ニ徵収ノコト。

一、祭礼費用ハ寄附金制度ニ定メ、予算ヲ定メ、年度初メニ寄附金

四月十五日、役員会決議事項

募集スルモノトス。

但シ当番ハ手伝フコト。又、初越者ハ、（昭和十一年四月ヨリ）二
ヶ年ハ本樂・新樂共、提灯番ノ役ヲスルコト。

十二月十壹日

一、金武円也 秋日待ニ使フ。初越 齊木末広
一、金武円也 秋日待ニ使フ。水金 板津良次郎
一、金壱円也 秋日待ニ使フ。 高木 博

昭和十年四月十五日

金五円 当番抜ケ 笹保ヒデ
半額春日待費用ニ使用半額全計へ渡

金武円也 初當番 板津良一郎
会計へ渡

金武円也 初當番 中村正詮
会計へ渡ス。

昭和十一年三月十日、祭礼役割会ヲ開ク。
一、上山手当金ヲ金五円ト改正ス。

四月十一日

一、金壱円也 初警固 米倉順三
祭礼費
一、金壱円也 初警固 齊木季博

昭和拾一年四月十九日、春季總会

決議事項

一、提灯番役廻リヲ廃止シテ、手子ニ若干（役員一任）ノ補助ヲシ、
願カ
付ケ送シヲ□フコト。

昭和拾八年四月十三日、春季總会ヲ開ク。

日比野 晃：校訂『永代諸事記録帳』

役員選挙ノ末、左ノ通り。

組長 小川慎三 副組長 尾関孫藏 納稅組合長 林 富三郎
会計 石田豊重

評議員 梅田修克・小守治郎七・佐橋利太郎・木納又八

下山延二郎・岡田周・玉野鶴三郎

昭和拾壹年拾月武拾九日、秋葉祭礼ヲ行ヒ、同日、町内佐藤銳男
氏ヨリ山車童子衣装、入當記念トシテ寄贈ニ付披露ス。

昭和十一年十二月二十九日

一、金武円也 初越披露 三品誠吾殿
秋ノ日待ニ使フ。

決議事項

一、提灯番ハ廃止シ、人夫雇入ルルコト。（但シ二人）

役員改選之結果、左ノ通り。

組長 石田豊重 副組長 小川慎二 会計 林 政市

納稅組合長 梅田修勝

評議員 小守治郎七・栗木孫重・佐橋利太郎・下山延次郎・岡田周

尾関孫藏・長谷川勘次

十二年四月十三日

金拾円也 梅田修勝 初老祝

金拾円也 佐藤広治 初老祝

金式円也 勝野久雄 初当番

金式円也 石田三千 水金

一、御酒参升 沢田栄吉 初老祝

二、御酒参升 藤原浩一 初老祝

三品飲一 水金

一、金拾五円 天野鶴二郎 当番抜
内七五〇春日待使用 内七五〇会計渡シ

昭和十三年五月十日、役員会

演習二付、宿舎割当相談ス。町内補助ヲ一人一夜二十銭ト定メ、

北学校後援会役員、左記の通り当選ス。

○○○ ○○ ○ノ三等級トス。

昭和十三年六月十九日、梅田組長の立会の上、役員改選を行フ。

拾壹票、佐藤広治。次点九票、岡田周。

一、下山出不足は本年に限り半額とす。

昭和十三年三月十日、役員会決議事項

一、本年は町内手子。

昭和拾參年四月拾六日、春季總会ヲ開ク。

決議事項

一、納稅組合長ハ八年間再選ヲセザルコト。

一、役員改選ノ結果、左之通

組長 梅田修勝 副組長 栗木孫重 会計 佐橋利太郎

納稅組合長 尾関孫造

評議員 石田豊重・小川慎三・長谷川勘二・林富三郎・岡田周

下山延次郎・河田兼助

日比野 晃：校訂『永代諸事記録帳』

一、山組・山崩ハ拾八才以上ノ男子。	
代理人ノ場合ハ五日前、当番へ申出ル事。	
一、役員改選ノ結果、左之通り。	
一、組長、小川慎三 一、副組長、石田豊重 一、会計、梅田修勝	
一、納稅組合長、木野又八	
評議員、長谷川勘次・尾関孫藏・岡田周・佐藤広次・下山延次郎	
林富三郎・小森治郎七	
昭和十五年三月十日、役員会	
初越 酒二升 代ニテ金三円也トス。	
水金 ハ 代ニテ金三円也	
初當番 酒二升 代ハ金三円也	
初警固 ハ一升 代ハ金一円五十錢	
昭和十五年四月十三日	
金武円 初越 横井由一 (酒二升) (三月十日以降ニ越サレシ為一円少シ) (春日待ニ賣フ)	
金参円 水金 榊原鉱吉 (酒二升) (春日待ニ賣フ)	
金参円 初當番 榊原鉱吉 (酒二升) (祭礼費用ニ當ス)	
昭和十五年四月十三日、春季總会ヲ開ク。	
決議事項	
一、日参 ²⁰ 、二人ヅツ。	
昭和拾四年四月拾日、春季總会ヲ開ク。	
決議事項	
一、兵事カンスル迎送ハ、町内ヲ五組ニ割リ、一組ズツカナラズ出	

席スル事。

但シ一組に当番一人ヅツサシクハエテ出席スル事。

一、役員改選ノ結果、左之通り。

一、組長 石田豊重 一、副組長 梅田修勝 一、会計 林富三郎

一、納税組合長 岡田 周

評議員 栗木孫十・小嶋捨次郎・下山延次郎・木納又八

佐橋利三郎・小守栄太郎・尾関孫藏

糸井孫十・小嶋捨次郎・下山延次郎・木納又八

昭和拾六年二月拾三日、寅屋ニ於テ惣会ヲ開く。

翼賛会役員投票ス。開票ノ結果、左二

会長 小川慎三 副会長 石田豊重 納税組合長 伊藤保康

町内会計 林富三郎 配給係リ 下山延次郎 同 小守英太郎

第一班長 板津良治郎 第二同 木野信雄 第三同 佐藤広治

第四同 尾関孫藏 第五同 天野鶴次郎

一、金五拾五円也 室町富雄 歩一

内式拾七円五十銭、寅屋ニテ式月十二日、翼賛会発会式ニ用ユ。

一、金参円 水金 吉野主計

一、金参円 初越 室町富雄

昭和拾六年四月十二日、寅屋ニテ惣会開ク。
一、金参円也 水金 小川工 日待費用ヘ

役員

昭和十七年四月十二日、寅屋ニテ總会開ク。

一、金参円也 水金 小川工 日待費用ヘ

一、金参円 水金 吉野主計

一、金参円 初越 室町富雄

昭和拾六年四月十二日、於寅屋、部落常会ヲ兼ネテ春總日待ヲ執行。

六時正刻、全員參集。國民儀礼後、常会ヲ開催ス。

當日、全戸數四十七戸ノ内、四十五名出席。伊藤保康・伊佐治勝四

郎両氏ハ子供病氣ノ為、欠席ス。今後ハ絶対時間励行ノ事。並ニ欠

席者ニ対シテ送膳セヌ事ヲ実行セリ。

日待費用ハ出席・欠席共同額、六十三錢ヅツ徵収ス。

昭和拾七年三月十五日

金参円 初越 後藤英夫 会計ヘ入金

三月十六日

金参円 初越 奥田正雄 会計ヘ入金

四月十二日

金参円 初越 伊佐治、寄附

一、金拾八円 当番抜ケ 板津良二郎

一、金九円 同 病氣二付半額 尾関斧一

一、金拾八円也 同 後藤秀夫

以上、五拾円新会計ヘ渡ス。

配給係 沢田栄吉

出ラレヌ人ハ、役員ノ決議ニ依リ決定スルコト。

当番役抜費ハ廃止ノコト。

以上、役員会ニテ決議ス。

昭和十七年五月三十一日

金參円也 水金 後藤秀夫 会計へ渡ス。

昭和十七年八月

金參円也 初越 石坂儀助 会計へ渡ス。

初回ノ應召者又ハ入當二対シ、町内ヨリ國旗及玉ヲ贈呈ス。但シ二回目ハ贈呈セズ。但シ（國旗ハ購入出来ぬ為メ変更ス）

入當者及び應召者ノ國旗ハ町内什器ニテ使用ス。

昭和十八年二月廿二日

現役及び應召共二町内錢別ハ、金伍円宛贈呈スルニ決議ス。

徵用令ニハ、金參円錢別。

入當及び應召ノ花門ハ、一人ノ時ハ町内什器ノアーチヲ使用シ、二人以上ノ時ハ國旗ヲ交サス。花門ノ提灯ハ、四月一日以降ハ廢止スル事。

町内出征軍人祈願祭ヲ、正月・五月・九月、年三回、全員ニテ参拝スル事。

以上、役員会ニテ決議ス。

昭和十八年三月十五日

当番ハ、今后町内ノ義務トシテ、絶対ニ務メルコト。万一、当番二

日比野 晃：校訂『永代諸事記録帳』

役員

昭和十七年十式月式拾六日、当番林富三郎氏宅ニ於テ常会ヲ開催。

当日、役員満期ニ依リ改選。左ノ通り決定ス。

役員

會長 石田豊重 副會長 小川慎二 納稅組合長 下山延次郎
町内会計 河田兼助 第一班長 小守英太郎
第二班長 林政一 第三班長 佐藤広治 第四班長 吉野主計
第五班長 長谷川勘次 配給係 沢田栄吉

昭和拾八年四月式拾日

一、金拾円也 水金 沢田虎男

一、金參拾円也 初老 佐橋虎男

昭和十八年十月九日、下山氏宅ニ於テ班長会開催。

今回、防空班長ヲ接置^配スル事ニ決ス。

防空班長

第一班 正 丹羽鎌太郎 副 高木与三郎 第二班 正 大藪勝弥
副 中島利作 第三班 正 長谷川利三郎 副 下山延次郎
第四班 正 尾関孫藏 副 吉野才二 第五班 正 榊原宇兵次
副 天野しん

昭和十八年十二月 日、下山氏宅ニ於テ常会開催。

役員満期ニ付、改選ノ結果、左ノ通り決定ス。

役員

会長	石田豊重	副会長	佐橋寅男	納稅組合長	下山延次郎
町内会長	林政市	配給係	沢田栄吉	第一班長	小守英太郎
第二班長	大藪勝弥	第三班長	長谷川利三郎		
第四班長	伊藤保康	第五班長	沢田繁		

昭和十九年二月 日、寅屋ニ於テ役員会開催シ、左ノ通り役員決定ス。

總務部長	小川鉱	納稅部長	下山延次郎	貯蓄部長	佐橋寅男
防衛部長	大藪勝弥	健民部長	梅田修勝	援護部長	同人
婦人部長	林千代				

各部之委員ハ各班長之ヲ兼任ス。
婦人部委員ハ婦人会ニ於テ選任ス。

一、金五円	初越	志摩龜之助
一、金五円	"	青山龜太郎
一、金五円	"	中川龍三
一、金五円	"	奥村一郎
一、金五円	"	早川義喜
一、金五円	"	宮田金請
一、金參円也	水金	佐橋悦雄

昭和十九年三月廿三日、午後七時、寅屋ニ於テ役員班長會議開ク。

出席人員、全員。會議事項及ビ決定事項、左ノ通り。

一、本年度御祭札山車ハ出車ト決定。

一、山車組・山車崩ハ全町奉仕トス。

但シ事情ニヨリ奉仕出来ザル者ハ、成年ニ達シタル代理者ヲ出ス
事。

一、山車挽ハ全員協力ナシ、下山奏樂部モ協力スル事。

右、不參加者ハ新樂・本樂共、金五円也宛徵収ス。

一、右ノ内、軍需生産方面ノ工員・社員及ビ職員ハ其ノ限ニ非ズ。

一、御祭礼前集メトシテ、表家・裏家共、金五拾錢宛。

一、初越、金五円也。表家・裏家共。

一、間借ト雖モ全「テ」配給ヲ受クル者ハ一世帶トミナス。從テ当町ノ慣例ノ付合ヲスル義務ヲ有ス。

一、下山初上リ祝贈物ハ一切廃止ノ事。

以上

第一班長	栗木孫重	第二班長	梅田修勝	第三班長	下山延次郎
第四班長	田中兼松	第五班長	長谷川勘次		
昭和十九年度分					
金五円	初越	大江三平			
金五円	"	高木八恵子			
金五円	"	今枝信子			
金五円	"	寺沢久江			
金五円	初越	中岡悟			
金五円	"	石川新吉			
金五円	"	真加部正信			
金五円	"	増田しやう			
金五円	"	小川福江			
金五円	"	丹羽よし			
金五円	"	河合清			
金五円	"	馬場たつ ^五			
昭和二十年四月二十二日					
新当番受取分					
金五円	初越	工藤盛			
金五円	"	内山憲治			
金五円	"	成田定吉			

第一班長 栗木孫重 第二班長 梅田修勝 第三班長 下山延次郎

第四班長 田中兼松 第五班長 長谷川勘次

昭和二十一年一月、役員満期改選ノ結果
町内会長 佐橋寅男 副会長 小川鐸二郎
配給部長 伊藤保康 納稅部長 沢田栄吉

会計 天野鶴三郎
健民部長 天野鶴三郎

第一班長 高木与三郎 第二班長 岩井康造 第三班長 佐藤八重一
第四班長 勝野久雄 第五班長 長谷川勘二

昭和二十一年三月十八日、午後七時、寅屋二於テ役員會議ヲ開催。
顧問石田氏ノ外、全員出席。
一、本年度、山車ハ出車ト決定。
一、山車組・山崩シハ、全町奉仕トス。
一、山組ハ北側、山崩シ南側。
一、山組・山崩シ共、出下足ハナシ。十八歳以上ノモノ、必ズ出場
ノコト。

但シ代理ヲ立ツル場合は四月一日迄ニ当番ニ申出ズルコト。

- 一、手子ハ町内手子トスル。コトシ出不足ハナシ。必ズ出ルコト。
- 一、本年ハ警護ヲ立ツルコト。出不足ハナシ。必ズ出ルコト。
- 一、祭礼前集メ五円。婦人世帯ハ三円ヲ集メルコト。
- 一、初越シハ金拾円トス。（但シ裏家共）
- 一、水金モ、金拾円トス。（〃〃）
- 一、初山ノ送物ハ一切廃止ノコト。
- 一、下山ヘ金壹百円也補助スルコト。
- 一、半天洗濯代金拾円ヲ支給。
- 一、初警護・初当番披露金ハ無シトス。

一、上山・手子ノ手当ヲ廃止ノコト。

以上、決議ス。

決定事項

平等割、七十錢。

見込五級トシテ、一級、弐円也。二級、壹円弐拾錢。三級、七拾錢。

四級、五拾錢。五級、弐拾錢。

昭和二十一年三月十九日

一、金五円 初越シ 安藤 穩

〃四月三日

一、金拾円 初越 若尾 貢

一、金拾円 〃 小野寺 研

一、金拾円 〃 多木原重三

一、金拾円 〃 吉田文明

四月八日

右証人 長谷川勘二印 勝野久雄印 岩井康進印 沢田栄吉印

一、金壹万円 初老祝寄附金 山本陸三・岩井康世・奥村勉

河田鉢吉

昭和二十一年十月十五日

一、金五円 初越 山本隆三

一、金拾円 〃 稲沢唯一

一、金拾円 水金 林 富子

一、金拾円 〃 高木敏夫

一、金拾円 〃 沢田 章

昭和二十二年二月三日、役員満期改選ノ結果

町内会長 佐橋寅男 副会長 小川鐸二郎

配給部長 金森善次 納税部長 三品歎一

第一班長 梅田修勝 第二班長 戸高時男

第三班長 沢田きん

第四班長 藤原浩一 第五班長 米倉順三

右証人 米倉順三印 奥田正雄印 高木与三郎印

会計
健民部長

佐守一郎

昭和二十二年二月拾一日、午後七時、梅田修勝氏宅ニ於テ町内總常会ヲ開ク。出席人員、五拾八人。欠席人員、拾二人。

決議事項、左ノ通り。

一、山倉ノ修繕。

一、提灯ノ張替。(ホーラー、五〇、弓張、二五)

昭和二十二年一月廿日、等級割役員会ヲ開ク。午後六時ヨリ、於室町氏宅。

一、幕ノ補修。

一、器具・汁器ノ補修。

右ハ当町費ヲ以テ支弁ス。

本年度、犬山祭余興トシテ山車参加ス。

但シ費用ハ有志持、志・寄附ニ依ルモノトス。

右証人 佐守一郎印 木野信雄印 金森善次印

昭和二十二年三月十日

一、金世帶（但シ十八才以上ノ男子アル世帶ハ別）ノ場合ハ、金參
拾円也ノ義務金ヲ以テ當番抜ヲ認ム。

一、上山手子ノ手当ヲ廢止ノコト。

以上決定ス。

昭和二十二年三月十日、年后七時、伊藤保康氏宅ニ於テ、役員會議
開催。全員出席ス。

一、山車組・山車崩、全町奉仕トス。

一、山組ハ南側、山崩ハ北側。

一、山組・山崩シ共、出不足ハナシ。十八才以上ノモノ、必ズ出場
ノコト。

但シ代理ヲ立ツル場合ハ、四月一日迄ニ當番ニ申出ルコト。
一、手子ハ町内手子トスルコト。出不足ハナシ。必ズ出ルコト。
一、本年ハ警護ヲ立ツルコト。出不足ハナシ。必ズ出ルコト。
一、祭礼前集廃止。

昭和二十二年二月、役員改選ノ結果

組長 梅田修勝 副組長 佐橋寅男 会計 金森善治

納稅部長 小川鎧次郎 配給部長 小川 鉱

第一組長 伊佐治勝四郎 第二組長 後藤秀夫

第三組長 中島統 第四組長 奥村勉 第五組長 三品誠一

右証人 [空白]

一、初警護・初當番披露金無シ。
一、半天洗濯代金二十円ヲ支給ス。
一、初警護・初當番披露金無シ。

昭和廿三年三月十日、小川宅ニテ役員会

一、山崩、北側。

一、山崩、南側。

山組・山崩シ共、出不足ハナシ。十八才以上ノモノ必ズ出場ノコト。

ト。

一、手子ハ町内手子トスルコト。

一、初越ハ五拾円トス。

一、水金ハ五拾円トス。

一、初山ノ送物一切、廢止ノコト。

一、下山、手子ハ、各壹仟五百円宛補助スル。

一、半天洗濯代金五十円支給ス。

一、当番抜（女世帯）、五十円トス。

但シ十八才以上ノ男子アル世帯ハ別。

右証人「空白」

水金

一、金五拾円

一、金五拾円

一、金壹百円

一、金五拾円

一、金五拾円

一、金五拾円

一、金五拾円

中島
統
天野
高木日舛
栗木

長谷川勘次

中島利作

梅田勝巳

栗木

高木日舛

天野

歩一

一、金壹百五拾円

一、金壹百八拾円

一、金壹百五拾円

一、金壹百五拾円

一、金壹百円

一、金五拾円

一、昭和十八年三月ノ申合セニテ

一、昭和十八年三月ノ申合セニテ

一、当番抜ハナク、来年度ヘ繰替、務ムルコト。

一、金貳百円

特別寄附

斎藤富次郎

至
昭和貳拾参年記録迄

〔裏表紙〕

注

(1) 「日待」のまちは「まつり」の約であり、元来は日の神を祀つてその恩恵を感謝するものであつたが、後にはまちを「待ち」と解して、集落

の者が集まつて信仰的な会合を開き、夜を徹することを意味するようになつた。これが転じて、単なる集会を表現するようになつた。したがつてこの総日待とは全員集会のこと。

(2) 湯水のように惜しげなく遣う金銭の語義から、祝儀。

(3) 初めて幹事役についた場合にその者が祝儀を出した。

(4) 初めて警固役についた場合にその者が祝儀を出した。

(5) 『犬山里語記』卷の九（拙稿「校訂『犬山里語記』（卷の九・十）」）

中日本自動車短期大学論叢第十六号所収には、「今に惣町代役の統たる始は寛文四年甲辰五月四日、……（中略）、此時より町々にて家屋敷売買の節、買主より分一錢として金壱両に付錢百文宛町代へ相納候筈になる。」とある。犬山では総町代がおかれるようになつた一六六四年から分一が行われるようになった。魚屋町では、『諸事集金帳』の安政五年の項に「家売券分一、達シ洩之砌、当番より取立之事、但シ正身売買壱両ニ付百文ツツ之事」の記事があるから、一八五八年の段階でも当初と同率の二、五%の分一が徴収されていた。そして一八七五年（明治八）

に愛知県は「從來、建家売買等之節、十分一金或ハ神祭入費杯ト唱ヘ、買請人ヨリ該村町ヘ、若干金員為差出候陋習有之哉ニ相聞ヘ、自然各自ノ権利ヲ妨害スルニ至リ、以之外之事ニ候。自今右様之幣風於有之テハ、申請方ハ勿論、差出候者ト雖、屹度可及処分候事。右之趣、管内無洩触示者也」と県令で以て從來の分一を禁止した。しかしこの県令は県内に

浸透しなかつたのか、魚屋町では一九〇一年（明治三四）に「家屋及土地ノ町内ニ有ル者ヲ、他町村ノ人が買受ケタルトキハ、分一金トシテ、登記申請ノ買受価格ノ百分ノ一ヲ買受人ヨリ徵集スル事」との規約を決定（『永代諸事集金帳』）し、依然と分一を徵集してきた。

(6) 「拔ヶ料」とは決められた役務を当事者の都合で免除してもらう場合に、その代償として支払う金。この場合は幹事役を外してもらう代償金のこと。

(7) 後家を「普通後家」と「出来後家」に分けているが、一九一六年（大正五）の項では、当番抜ヶ料について「出来後家」と「引越後家」の差をつけており、後家を三種類に区分している。

これらの区分の基準はわからない。

(8) 犬山では祭礼日の曳山のことを「やま」と云い、江戸時代の文献では「車山」と表記している。そうした車山は、普段は解体して車山蔵に保管されていた。この車山を組み立てるのが「やまぐみ」で、分解するのを「やまこわし」と云う。したがつて、「山車組」と表記すれば、「だしごみ」と云うことになり、間違つていい。一九二五年（大正一四）の項では「山組・山崩」となつており、これは発音に忠実な表記である。

(9) 佐橋利英著『真先考』によると、「借地・借家などの賃貸借契約に基づく家、又は事務所等が町内組へ間口を構えた時に、当家より町内組へ出される「挨拶料」である。」

(10) 車山の構造は三層になつており、一層目を「下山」、二層目を「中山」三層目を「上山」と呼んでいる。この下山の上部にかけられる幕のこととを水引幕。ここでは「本町の車山の水引幕」のこと。

(11) 中山にかけられる幕。ここでは「枝町の車山の中幕」のこと。

(12) 下山には約十五人の奏樂員が乗り、能管・大太鼓・小鼓・締太鼓など

で囃子を奏する。

(21)

上山は人形からくりの舞台で、からくりを操るのは中山に乗る「上山役」の人達である。魚屋町の場合、からくりを操るのは四人程。

(14) 前掲書『真先考』によると、「裏家とは、町内に居住するも、表通りに面した家屋に対するそれという表現にて、分家とか賃貸借契約に基づく借屋居住の家屋等を指し、祭礼に諸役などは課せられないが、年に一度の祭礼享受に対する「祭礼賦課金」と聞く。」とある。

(15) 前掲書『大山里語記』(巻の一) (中日本自動車短期大学論叢第5号所収) には、「同廿六日には車山、其町限に引初る。是を里俗、場ならしといふ。」とある。

(16) 投酒とは、「祭礼当日にドンデン返し（車山の方向を前後に変えるのに車山を担ぎ上げて曲ること）などが上手にできた時などに、祝儀として、〈酒一升・寅屋〉などと書かれた紙札を道路上に撒くことであった」と聞いている。（佐橋利英氏談）

(17) 「日一文」(町内会費)を各家から徴収するにあたって、各家の資産(所有する家屋・土地等)に応じて査定されるもの。したがって、各家は経済力の変動によってその「等級」が変化し、町内会費の負担額が変動した。(佐橋利英氏談)

(18) 「かいしょば」「きやあしょば」と呼ばれているもので、下山の奏楽負の練習場。

(19) 大きな傘の上に鉾・太刀などを飾り付けたもの。

前掲書『大山里語記』(巻の一)によれば、「傘鉾十両本、十両町より一本づつ出る。」とあり、近世には傘鉾の巡行があつたが、今日においては、鵜飼町の一本が参加しているのみである。

(20) 票木孫重は縦線にて抹消され、「線上げ」と加筆されている。

(21) 「六銭棚」とは魚屋町内の「等級」の十三等に当る。

(22) 『永代諸事集金帳』によれば、一九〇五年(明治三八)に「祭礼ノ警固ハ、月掛金等級六等以上ノ人ニ割當テ、七等ヨリ九等迄ヲ車附トシ、拾等以下ヲ提灯方トス。但、拾名委員ハ六等以下ト雖トモ凡テ警固トス。』と決定されていたので、今回は警固役の割当対象者を拡大して、員数確保を計つたのであろう。

(23) 大正十五年四月の記事の次であるにもかかわらず、その前年である大正十四年四月のこの項は不自然である。

このようになつた原因として考えられるのは、この項の三つ前に大正十四年四月十一日の協議事項が記帳されたのち、帳面の紙が重なつて白紙の二頁分を残したまま、この項とこれに続く五月六日・八月三日・大正十五年一月二十三日の記事が書かれた。ところが、この後に二頁の空白部分に気付いて、次の大正十五年三月十日・四月の記事を遡つてその空白部分に記載したことである。

(24) 車山を押して曳く人。車山のいわば動力源になる人。

(25) 原本が部分的に破れている。

(26) 戰勝祈願のために針綱神社に毎日参拝に行くことか。

(27) 車山倉(やまぐら)。車山を解体して保管する倉。現在においては、解体せずに保管できるように作られている。